

感染予防の徹底!

東京都・大阪府・兵庫県そして京都府に三回目の「緊急事態宣言」が、4月25日(日)から発令されました。京都府においては、4月12日(月)から「まん延防止等重点措置」の適用が決定され、京都市を重点措置地域として、外出自粛の制限や施設の使用制限等が行われてきましたが、今回の第4波は、感染スピードが速い、感染力が強い、重傷者リスクが高いといった特徴があり、この京都府・京都市をはじめ、全国的に感染者が増加し、医療体制が厳しい状況にあるため、人流抑制の取組が要請されました。この発令により学校生活はもちろんのこと、家庭生活においても生活様式の見直しや自粛あるいは制限などが求められています。学校行事においては、予定していた家庭訪問や春季総合体育大会の中止、部活動の停止や修学旅行の延期など、多くの教育活動が変更になりました。再度、基本的な感染拡大防止対策と健康観察の徹底をお願いします。5月11日(火)までの期間で何とか感染拡大の波がおさまり、1日も早く日常生活に戻りたいものです。今後の学校生活においては、これまでと同様に、コロナ禍で今までの当たり前ではなく、新しい見方や考え方、創意工夫ある取組を模索しながら、前向きにできる限りの取組を進めていきたいと考えています。今後の教育活動においても、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

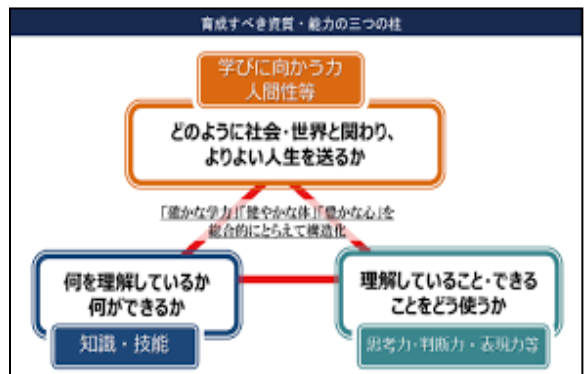
基本的な感染症対策、健康観察の再徹底



新学習指導要領完全実施

すでに3年前から移行措置として「新学習指導要領」(全国どこの学校でも一定の水準が保てるように文部科学省が定めている教育課程〔カリキュラム〕の基準です。およそ10年に1度, 改訂しています。)の内容を取り入れていましたが, 今年度より中学校では完全実施となります。新学習指導要領で求められている学びは, 「主体的・対話的で深い学び」です。「主体的な学び」とは, 学ぶことに興味や関心を持ち, 見通しを持って粘り強く取り組むとともに, 自らの学習をまとめ振り返り, 次の学習につなげることです。「対話的な学び」とは, 他者と関わりを深める中で, 自分の思いや考えを伝え, 他者の考えを理解し, 自分の考えを広げ深めることです。「深い学び」とは, 知識を相互に関連付けてより深く理解したり, 精査した情報を基に自分の考えを形成したり, 思いや考えを基に創造したりすることに向かうことです。これからの実社会で生きていくために必要な力をつけていくことが学校に求められています。これからの社会は, コンピュータやロボット・AIなどが, 多くの分野で活用される時代です。そうした時代の中でも, 自分らしさを大切に, 多様な人と協働しながら自分の人生を切り拓くための必要な力をつけていきましょう。

また, 今年度から評価についても変更されます。変更の内容は, 各教科の観点すべて3観点となります。具体的な評価方法については, 教科担当が授業の中で詳しく説明されますが, 「知識・技能」の観点では, 身につけるべき知識やスキルについて十分に習得しているか, 「思考・判断・表現」の観点では, 問題解決能力や表現能力などが評価対象となります。新しく設定された「主体的に学習に取り組む態度」については, 目標に向けて粘り強く学習に取り組むことや, 自らの学習状況を把握し, 学習の進め方について試行錯誤するなど, 自分の学習を調整する能力を評価していきます。この観点別学習状況の評価の結果を統括したものを5段階で評価し, 評定として提示します。今後の学習においては, さらにグループでの話し合い活動やICTを活用する授業が多くなるなど, 日々の個々の学習状況を踏まえ, 適切な評価が行えるように進めていきます。



「G I G Aスクール構想」本格化！

現在、学校では「G I G A (Global and Innovation Gateway for All) スクール構想」(すべての子どもに個別最適化された、グローバルで創造性を育む学びを実現する構想)が本格化しています。生徒一人に1台のタブレットが準備され、授業をはじめ、様々な教育活動において、調べ学習や話し合い活動、プレゼンテーションや自主学習などの学習活動がおこなう準備を始めています。また、「学びを止めない」ためのツールとしても活用していきます。今後、家庭にG I G A端末を持ち帰っていただき、家庭でWiFi・LTEの設定などの動作確認をお願いします。「G I G Aスクール構想」が本格化することで、タブレット端末を大切に扱う事はもちろん、誤った情報や個人情報の拡散、他人を傷つけることがないようにするなど、情報モラルをしっかりと守り、正しい使い方で大いに活用して下さい。



5月には憲法月間です

5月3日(月)は『憲法記念日』でした。また、5月は『憲法月間』です。『日本国憲法』は、1946年11月3日に交付され、翌年5月3日に施行されました。日本国



憲法は、国の政治の中心は国民一人一人であるという「国民主権」・戦争を放棄し戦力を持たないとする「平和主義」・一人一人の人権を尊重するという「基本的人権の尊重」を3つの柱としています。

なかでも、「基本的人権」を多くの方が長い歴史の中で確立してきた永久の権利として掲げ、「すべて国民は個人として尊重される(第13条)」「すべての国民は、法の下で平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない(第14条)」など、国民一人一人の人権を尊重する考えを定めています。「基本的人権」とは、「人間が生まれながらにして持っている権利」で、「命が大切にされること」「自由に考え、行動できること」「皆が平等であること」など、すべての人が幸せに生きていくために、一人一人が、お互いを理解し、認め合い、お互いの人権を尊重できる豊かな心を持ち、相手の立場を考えて言動していくことが大切です。一人一人が大切にされ、みんなの力で、修学院中学校を「世界でいちばん通いたい学校に！」していきましょう。

4月のおもなできごと



【新入生歓迎会…4月8日(木)】

生徒会主催による全校生徒で新入生を迎える「新入生歓迎会」をZOOMでおこないました。生徒会執行部の司会により、生徒会より1年生各クラスへ学級ボールとブロッカーを贈呈し、生徒会委員会や部活動紹介をおこないました。一方的な発信ではなく、各委員会での活動の様子などを双方向で発信するなど、創意工夫しながら企画・運営してくれました。生徒たち自らがICTを活用した取組を今後も進めていきたいと思えます。



【春季総合体育大会中止…4月23日(金)】

京都府に緊急事態宣言が発令され、すでに開始されていた種目を含めたすべての競技種目において春季体育大会が中止となりました。特に3年生にとっては言葉にならないくらいの悔しさとショックだったと思います。でも、各部顧問からの前向きな話をしっかり受け止め、中には夏季大会までの準備期間が増えたというような前向きな言葉を言ってくれた生徒もいました。早く部活動が再開し、生徒の皆さんの元気な声や笑顔があふれることを願っています。



【5月のおもな学校行事】

※変更する場合があります。

- 5月11日(火)まで…部活動停止
- 5月18日(火)～20日(木)…3年生修学旅行→延期〔3年生昼食持参〕
- 5月18日(火)、20日(木)…1年生SNS教室
- 5月19日(水)…2年生総合学習(職業に関する学習〔プロフェッショナルに学ぶ〕)
- 5月27日(木)…3年生「全国学力・学習状況調査」
- 5月31日(月)～6月1日(火)…第1回定期テスト

